

平成17年6月24日

**犯罪被害者等基本計画骨子案（3）
に対する再意見**

厚生労働省

平成 17 年 6 月 24 日

厚生労働省

犯罪被害者等基本計画骨子案（3）

- 精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14,15,19条関係） -

(1) 「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」の継続的实施等

ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」を継続して実施し、PTSD対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

イ アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する。【厚生労働省】

(上記「(1)」に対する構成員意見)

(1) PTSD等対策に係る専門家の養成研修会の継続的实施等

ア 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD等対策に係る専門家の養成研修会を継続して実施し、PTSD等対策に係る専門家を養成するとともに、犯罪被害者等の精神的被害について、医療・福祉関係者に対する啓発を更に推進する。【厚生労働省】

イ アのPTSD等対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」については、現行の研修会の名称を指すものであり、それを更に充実していくこととしているところである。また、原案ではPTSD以外の精神的被害の啓発を明記するなどPTSD以外の精神的被害への対応を排除するものではなく、原案どおりとしたい。

(上記「(1)イ」に対する構成員意見)

イ アのPTSD対策に係る専門家の養成研修会において、犯罪被害者等に対

する相談等の支援に関する研修を更に充実することができるか検討する。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する方向で検討を行い、1年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

(内閣府修正案に対する再意見)

以下のとおり修正されたい。

アの「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」において、犯罪被害者等に対する相談等の支援に関する研修を更に充実する方向で検討を行い、3年以内を目途に結論を出し、必要な施策を実施する。

修正理由：研修の充実についての検討は(2)における専門家の養成に資する施策の検討結果を踏まえて行われるものであるから、その期間については(2)同様に3年とする必要があるため。

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成する。【厚生労働省】

(上記「(8)」に対する構成員意見)

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待やDVを含む犯罪被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。

【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

「犯罪被害者の心理と治療・対応」に係る専門家の養成については、全般的には「(1)ア,イ」及び「(2)」で対応することとしているが、他方で思春期精神保健の専門家養成において児童虐待やDVの観点を踏まえるべきとの趣旨であれば、以下のとおり修正することとしたい。

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、児童虐待やDVの被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【厚生労働省】

(内閣府修正案に対する再意見)

以下のとおり修正されたい。

(8) 思春期精神保健の専門家の養成

厚生労働省において、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を継続して実施し、思春期精神保健の専門家を養成するとともに、内閣府及び厚生労働省において、児童虐待やDVの被害者の心理と治療・対応についての研修を充実させる。【内閣府・厚生労働省】

修正理由：DV対応に関する研修については、DV被害者対応を実施しているDVセンターを含めて、検討されるべき事項であり、DVセンターを所管している内閣府を担当府省に加えることが適当であるため。

(14) 刑事司法に精通した医療従事者・福祉関係者の養成

厚生労働省において、警察庁及び法務省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、厚生労働省及び文部科学省において、犯罪の実情及び刑事司法に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者を養成するための施策を検討し、

1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【文部科学省・厚生労働省】

(上記「(14)」に対する構成員意見)

厚生労働省において、警察庁、~~及び法務省~~及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、厚生労働省及び~~文部科学省~~において、犯罪の実情及び刑事司法に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者を養成するための施策を検討し、1年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。【~~文部科学省~~厚生労働省】

(上記「(14)」に対する構成員意見)

(14) 犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通した医療従事者・福祉関係者の在り方及びその養成のための施策の検討

厚生労働省において、警察庁、~~及び法務省~~及び文部科学省の協力を得て、現状及び諸外国の状況に関する必要な調査を行い、~~厚生労働省及び文部科学省に~~~~おいて~~、犯罪の実情及び犯罪被害者に係る刑事司法精神医学に精通し、犯罪被害者の置かれた状況を踏まえた支援、捜査・裁判を見通したケア、検査、診断書の作成等を行うことのできる医療従事者・福祉関係者の在り方及びその養成の手~~る~~ための施策を検討し、~~≠~~3年以内を目途に結論を出し、当該施策を実施する。

【~~文部科学省~~厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

施策の検討に必要な期間を含めて異論がなければ、厚生労働省意見のとおり、修正することとしたい。

(内閣府修正案に対する再意見)

本文2行目において「及」が残っているが、削除漏れと思われるので削除していただきたい。

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、

保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修において、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図り、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記「(1)エ」に対する構成員意見)

エ 厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象としたPTSD対策に係る専門家の養成研修会、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修を活用し ~~において~~、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図られるかどうか検討し、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(上記意見に対する内閣府意見)

御意見を踏まえ、以下のとおり、修正することとしたい。

厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、1年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

(内閣府修正案に対する再意見)

以下のとおり修正されたい。

厚生労働省において、平成8年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士などを対象とした「PTSD対策に係る専門家の養成研修会」、平成13年度から実施している医師、看護師、保健師、精神保健福祉士、児童

相談員などを対象とした思春期精神保健の専門家の養成研修の活用を含め、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための研修等の充実を図る方向で検討し、3年以内に結論を得て、犯罪被害者等の治療、保護等を行う施設の職員の対応の改善を進める。【厚生労働省】

修正理由:基本法第14条関係(1)に同じ。